

1 ページ目【宛名】・・・「どなたの」「何年度分の」保険税が確認できます。

お願い

年度 国民健康保険税 納税通知書

あなたの国民健康保険税を次のとおり決定しましたので、通知します。

記載された年度の国民健康保険税についての通知です。

国民健康保険税は、世帯主の方が納税義務者となります。このため、世帯主が国民健康保険に加入していない場合においても、世帯の中に国民健康保険に加入している方がいらっしゃる場合には、世帯主の方が国民健康保険税の納税義務者となります。

【宛名の記載例について】

例 1：世帯主が国民健康保険に加入している場合

奥州 一郎 様 世帯主の方の名前が表示されます。

例 2：世帯主が国民健康保険に加入していない場合

奥州 一郎 様 国保に加入していない世帯主の方の名前が表示されます。
(奥州 太郎 様分) 実際に国民健康保険に加入している方の名前が表示されます。

※国民健康保険加入者が複数いる場合は（奥州 太郎 様など分）と表示されます。

お問い合わせ番号

通知書番号

記号番号

振 替 口 座

取扱機関コード

取 扱 機 関 名

口 座 名 義 人

口 座 種 別

口 座 番 号

<全期前納の場合>

期 別	納 税 額
全 期	円
納 期 限	

お問い合わせの際は、「通知書番号」又は「記号番号」をお知らせください。

口座振替により納付いただく場合で、納税額が表示されている方は、全期分を一括で納入していただく方となります。

2 ページ目【国民健康保険税の期別税額】・・・保険税の納付方法・時期（期限）が確認できます。

国民健康保険税の期別税額						
医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合 計	通知書番号		
				記 号 番 号		
期 別 (月 別)	納 期 限	変 更 前	変 更 後	納 付 済 額	差 引 納 付 額	
普 通 徴 収						
特 別 徴 収	4 月					
	6 月					
	8 月					
	10月					
	12月					
	2 月					

「合計」は、当該年度に納めていただく年税額です。
※「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」を合計した金額です。

「普通徴収」は「納付書」か「口座振替」で納めていただく方法です。

「特別徴収」は「年金からの天引き」で納めていただく方法です。

「納付済額」は、既に納めていただいた金額を記載しています。
※事務処理の都合上、直近で納めていただいた保険税が通知書に反映されていない場合があります。

一度決定した保険税の変更通知の場合に、「変更後」の保険税額が「納付済額」より多い場合には、「差引納付額」は「0」と表示されるため、別途還付に係る手続きについてのお知らせを送付します。

◎お支払い方法を「年金からのお支払い」から「口座振替の方法によるお支払い」に変更することができます。

当該年度初めて届く通知は、「変更前」を「0」又は「空欄」で表示しています。

「普通徴収の期別（月別）金額等」には、保険税の第1期から第8期までの期別ごとに「納付書」又は「口座振替」で納めていただく金額を記載しています。（第8期を過ぎてから、資格取得の手続きをされるなどで保険税が増額になると、随時納期限が設定され、「随時〇期」と追加で記載されます。）
※口座振替の方は納期限の日に保険税が引落としとなります（随時期での課税の場合は口座振替をお申込みされている方でも納付書払いとなりますのでご注意ください）。

「特別徴収の金額等」には、年金支給月ごとに「年金からの天引き」で納めていただく金額を記載しています。
※特別徴収の方は、次年度4・6・8月分を、原則本年度2月分と同額で仮徴収します。変更がある場合は、別途通知します。

3 ページ目【国民健康保険税の算出内訳兼変更通知】・・・保険税の算定内容が確認できます。

A

B

C

		医療分(変更前)	後期分(変更前)	介護分(変更前)	医療分(変更後)	後期分(変更後)	介護分(変更後)	通知書番号	
A	軽減判定総所得		同 左			同 左			
	所得割の元となる額		同 左			同 左			
	A 所得割額								
	B 均等割額								
B	C 平等割額								
	① = A + B + C								
	軽減額	区分							
		D 均等割額							
		E 平等割額							
	F 限度超過額								
	② = ① - D - E								
	G 減免額								
	③ 月割増減額								
	④ 賦課額								
⑤ 離職賦課減額									
C	変更理由								

※今回の異動は までの届出によるものです。

※区分の右側に「*」が表示されている場合、記載されている軽減割合と、異なる軽減期間が存在します。

3

※ 3 ページ目【国民健康保険税の算出内訳兼変更通知】の詳細は、「A」・「B」・「C」に分割し、次のページ以降に記載しています。

3 ページ目 (A) 【国民健康保険税の算出内訳兼変更通知】

国民健康保険税の算出内訳 兼 変更通知						
				通知書番号		
	医療分(変更前)	後期分(変更前)	介護分(変更前)	医療分(変更後)	後期分(変更後)	介護分(変更後)
軽減判定総所得		同 左			同 左	
所得割の元となる額		同 左			同 左	
A 所得割額						
B 均等割額						
C 平等割額						
① = A + B + C						

「医療分」(医療給付費分) は、医療給付の費用として充てられます。

「後期分」(後期高齢者支援金分) は、後期高齢者医療制度を支援するための費用として充てられます。

「介護分」(介護納付金分) は、40 歳から 64 歳までの方にご負担いただき、介護保険納付金として充てられます。

当該年度初めて届く通知は、「(変更前)」を「0」と記載しています。一度、決定した保険税の変更通知である場合は、「変更前」の保険税が記載されます。

「軽減判定総所得」は、世帯主（国民健康保険以外に加入している方も含みます。）と国民健康保険加入者すべての所得金額の合計額を記載しています。

※年齢 65 歳以上の方の公的年金等に係る雑所得は、15 万円を減じた額で軽減判定総所得を記載しています。

「所得割の元となる額」は、各国民健康保険加入者の[総所得金額－基礎控除 43 万円]の合計額を記載しています。この金額を元に「所得割額」を計算します。

※「総所得金額」とは、給与所得、公的年金や個人年金等の雑所得、農業所得、営業所得、不動産所得、一時所得（特別控除適用後の所得）、譲渡所得（家屋や土地等の売却による所得で特別控除がある場合は、特別控除後の所得）、株式の譲渡所得、配当所得、山林所得なども保険税の算定所得に含まれます。退職所得は含まれません。

※総所得金額から差し引かれる額は、保険税の場合、基礎控除（43 万円）のみで次の控除はありません。

社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦（夫）控除、勤労学生控除、障害者控除、配偶者（特別）控除、扶養控除、医療費控除、寄付金控除、雑損控除 など

「A 所得割額」は、国民健康保険加入者の前年の所得金額に応じて計算します。

「B 均等割額」は、国民健康保険加入者人数に応じて計算します。

「C 平等割」は、一世帯あたりに決められた金額で計算します。

「① = A + B + C」は、国民健康保険税の基礎税額を記載しています。

(参考) 7年度	医療分	後期分	介護分
所得割	6.50%	2.50%	1.78%
均等割	19,800 円	7,800 円	6,600 円
平等割	19,800 円	7,800 円	6,000 円

※課税限度額

医療分 660,000 円、後期分 260,000 円、介護分 170,000 円

[illegible]

※注 2 一定額（55 万円）を超える給与収入を有する方、または一定額（65 歳未満は 60 万円、65 歳以上は 110 万円）を超える公的年金等を受ける方で給与所得を有しない方

3 ページ目 (C) 【国民健康保険税の算出内訳兼変更通知】

C	変更の理由		
※今回の異動は までの届出によるものです。 ※区分の右側に「*」が表示されている場合、記載されている軽減割合と、異なる軽減期間が存在します。			

「変更の理由」は、変更となった理由が記載されています。

【主な変更理由】

取得・喪失	国民健康保険資格の取得や喪失による変更です。転入は異動月から、転出は異動月の前月まで、死亡による喪失の場合は、死亡した月の前月までの課税となります。
主変更	世帯主が変更されたことによる変更です。旧世帯主は、変更月の前月まで、新世帯主は変更月からの課税となります。
所得更正	前年の所得額が変更されたことによる変更です。国民健康保険税は、前年の所得額等を元に算出しますので、前年の所得額等に変更が生じると国民健康保険税が変更される場合があります。
介護更正	40 歳から 64 歳までの方（介護保険第 2 号被保険者）については、医療給付費分・後期高齢者支援金分に加えて介護納付金分を納めていただくこととなります。年度途中で 40 歳になる方については、誕生月（月の初日が誕生日の方はその前月）から、また 65 歳になる方については、誕生月の前月（月の初日が誕生日の方はその前々月）まで、介護納付金分を納めていただくこととなります。
離職異動	国民健康保険税の特例対象被保険者等に係る軽減制度（非自発的離職者軽減）による変更です。
平等割半額更正	後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減制度による変更です。

4 ページ目【被保険者別課税月一覧】・・・「どなたが」「いつ」加入していたかが確認できます。

[illegible]

国民健康保険税が課税（算定）される月は、「＊」印が表示されています。

年度途中で異動（加入・喪失等）の場合は、加入月数に応じて医療分、後期分、介護分が課税されます。

40 歳から 64 歳までの方は、介護納付金分が課税されます。介護納付金分が課税される月は、「＊」印が表示されています。

非自発的離職者軽減に該当する月は、「R」印が表示されています。

旧被扶養者減免に該当し、所得割額、均等割額、平等割額が減免対象となる月は、「F」印が、所得割額が減免対象となる月は、「f」印が表示されています。

未就学児分の均等割額が半額の対象となる月は「C」印が表示されています。

産前産後期間の軽減制度が対象となる月は「M」印が表示されています。

※その年度の国民健康保険税を初めて決定するときまでに 40 歳になる場合には、介護納付金についてあらかじめ計算に含めています。一方、その後、年度途中で 40 歳になる場合は、40 歳の誕生日を迎えられてから、介護納付金分も含めて再計算した保険税について納入通知書をお送りします。

※年度途中で 65 歳になる場合は、誕生日以降の介護納付金分についてはあらかじめ計算に含めていません。

※年度途中で 75 歳になる場合は、誕生月以降の保険税は、あらかじめ計算に含めていません。

5 ページ目【国民健康保険税個人明細書】…個人ごとの課税の内訳が確認できます。

国民健康保険税個人明細書

被 保 険 者 氏 名	所得割の元となる額	区 分	所 得 割 額 ①	均 等 割 額 ②	算 出 額 ①+②
		医療分			
		後期分			
		介護分			
		医療分			
		後期分			
		介護分			
		医療分			
		後期分			
		介護分			
		医療分			
		後期分			
		介護分			

「被保険者氏名」には、世帯主（国民健康保険に加入していない世帯主を含む。）、被保険者、特定同一世帯所属者※¹の方が記載されます。（※1については、5 ページ参照）

世帯主が国民健康保険に加入していない（擬制世帯主）場合は、次のように表示されます。

（擬制世帯主）
奥州 一郎

※個人明細書には平等割額は含まれておりませんので、個人明細書の合計額と世帯の算出額は一致しません。
また、賦課額から加入月数あたりの個人の所得割額、均等割額を算出している為、端数を調整して算出される場合があります。

「算出額」は、個人毎の年税額を参考に記載しています。

※世帯で課税となる「平等割」は含まれておりません。そのため、全員の算出額を合計しても年税額とは一致しません。

また、賦課額から加入月数あたりの個人の所得割額、均等割額を算出しているため、端数を調整して算出される場合があります。

※国民健康保険税は、世帯ごとに計算されますので、国民健康保険加入者が複数人いる場合、個人ごとに納付することはできません。

8 ページ目又は 10 ページ目【特別徴収の対象となる年金】…特別徴収の対象となる年金が確認できます。

■特別徴収の対象となる年金

特別徴収納税義務者	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	円

●年度途中から普通徴収から特別徴収に切り替わる場合

国民健康保険税は、毎年7月に当初決定し、通知しています。この時点で、特別徴収の条件を全て満たす方は、10月から特別徴収が開始されます。したがって、7月、8月、9月は普通徴収（納付書又は口座振替による納付）の方法により納付していただき、10月以降は特別徴収の方法により納付していただきます。

なお、申請により、特別徴収を停止して「口座振替による納付」へ変更することができます。詳細については、1 ページ裏面の説明をご覧ください。

●特別徴収と普通徴収の両方で納付する場合

年度途中に国民健康保険税額が増額となった場合は、特別徴収はそのまま継続し、増額分を普通徴収にて納めていただきます。特別徴収と普通徴収では納期限が異なりますので、ご注意ください。

●次年度の特別徴収額について（重要）

今年度2月の特別徴収額と同額を次年度4月、6月、8月の各年金支払月に特別徴収（仮徴収）します。
次年度10月、12月、2月の税額については、次年度7月にお知らせします。

この欄は、国民健康保険税が年金から天引きされている場合に記載しています。

※特別徴収の方は、原則今年度2月の特別徴収額と同額を次年度4・6・8月の各年金支払月に特別徴収（仮徴収）します。
変更がある場合は、別途通知します。
なお、10・12・翌年2月の税額については、7月にお知らせします。

※お支払方法を「特別徴収（年金からの天引き）」から「口座振替」の方法によるお支払いに変更することができます。希望される方は、お問い合わせください。